(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はつ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）
(39) ストレッチ加工
(40) 防ダニ加工
(41) ＵＶカット加工
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（Ｗ＆Ｗ加工）
(43) 吸水加工
(44) 防水加工
(45) はっ水加工
(46) ウェットデカタイジング
(47) 防風加工
(48) 針布起毛

注釈２　第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるＣＴＣに基づく規則を満たさなければならない。

附属書三　運用上の証明手続

第一規則　定義

この附属書の規定の適用上、「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、責任を負う当局をいう。

第二規則　原産地証明書の発給

1　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給を行う他の団体（以下この附属書において「指定団体」という。）を指定することができる。

2　各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体がある場合には当該指定団体について、名称及び住所の一覧表並びに原産地証明書の発給に使用する署名の見本及び公印又は印章の図案の一覧表を他方の締約国に提供する。

3　2に規定する一覧表に記載されない署名を有する原産地証明書は、有効なものとしない。

4　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

5　原産地証明書は、その発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって4(b)に規定するものが、権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

6　5に規定する輸出者又は生産者が、原産地証明書の発給の後、産品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の関係法令に従い、権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知する。

7　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、6の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者が当該権限のある政府当局に当該原産地証明書を返却した場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

8　原産地証明書の様式及び内容については、英語で作成するものとし、この附属書の付録に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

第三規則　原産地証明書の提示

1　輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。

(a)　有効な原産地証明書

(b)　輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）

2　課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。

3　輸入締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。

4　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四規則　原産地証明書の有効性

1　原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体による発給の日から一年以内に、輸入締約国の税関当局に提出するものとする。

2　1に規定する提出のための期間が経過した後に原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提出する場合において、提出のための期間に関する要件に従うことができないことが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は、受理されるものとする。

3　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用されるものとする。